資料2

リテール決済をめぐる各国の施策について

～現金とCBDCの相互補完～

財務省

2026年10月22日

ユーロ圏における取組の背景と目的

○　ユーロ圏では、デジタル時代において今後も公的マネーの役割を支えるため、現金の法定通貨としての地位の明確化と、CBDCの導入について検討を進めている。こうした取組の背景や目的を以下のとおり整理している。

問題の原因 Problem drivers	原因1：急速にデジタル化が進む経済において、中銀マネーの現物の形態、すなわち現金は、経済のますます多くの部分で支払に利用できなくなっている。	原因2：ユーロ建てではない第三国のCBDC及び「ステーブルコイン」が、ユーロ圏の決済市場において徐々に市場シェアを獲得し、ユーロの役割を低下させる可能性がある。
問題 Problem	現物の中銀マネー（現金）だけでは、デジタル時代において、通貨のアンカーを提供し、EUの開かれた戦略的自律性を支えるという、EU経済における公的マネーの役割を支えるには十分ではない。	
結果 Consequences	人々： ・ 汎欧州的な決済及び新たな決済における選択肢が限定される。 ・ 金融包摂が損なわれる可能性がある。	企業： ・ 加盟店：支払を受ける時の選択肢が限定される。 ・ 新規ビジネス：外国のCBDC、「ステーブルコイン」、又は通貨アンカーを欠くその他の民間ソリューションが提供する新たな決済ソリューションに依存する場合、信用リスク、為替リスク、政治リスクの上昇により競争力を失う可能性がある。
	ユーロシステム及びEU経済： 1．通貨アンカーの弱体化は、金融部門に対する信認の低下につながり得る。 2．金融政策上の制約の可能性により、開かれた戦略的自律性が弱まる。 3．金融安定性上のリスク。 4．ユーロの国際的役割の弱体化。	
目的 Objectives	一般的な目的：現金の役割を保護しつつ、ECBが発行する中銀マネーがデジタル時代においてEU経済を支えることができるようにする。	
	具体的な目的1：金融安定性を維持しつつ、中銀マネーを現物の形態及び将来のデジタル形態の双方において、全てのユーロ圏居住者及び企業が広く利用可能かつ受け入れられ、そのニーズに適合したものとすることにより、デジタル時代におけるユーロの通貨アンカー機能を強化する。	具体的な目的2：ユーロの競争力を他通貨、第三国CBDC及びステーブルコインに対して高めることにより、EUの開かれた戦略的自律性を強化する。

出典：IMPACT ASSESSMENT REPORT　SWD(2023) 233 final　（欧州委員会、2023）より事務局作成

ユーロ圏におけるリテール決済に関する公的主体の取組

○　こうした中銀マネー(現金・CBDC)の取組は、①現金受入れの義務の明記、②現金へのアクセスの確保義務、③デジタルユーロ導入等として具体化され、単一通貨パッケージとして立法手続が進んでいる。

○　併せて、民間マネーについても、民間主導の汎欧州の決済ソリューションの構築を企図し、公的主体による民間主導の取組の支持、即時決済基盤の提供、即時振込の提供義務付け等を実施している。中銀マネー・民間マネーの多方面から総合的に取組を進めている。

：単一通貨パッケージにおける施策

		支払手段の受入れ（主として店舗）	支払手段へのアクセス（主として消費者）
中銀マネーに関する施策	現金	・ 受取人に対する現金受入れ義務の明記を規則案で検討中 ・ 硬貨の発行・利用の効率化を図るため、1・2セント硬貨の廃止と現金支払額の統一的な端数処理について検討	・ ユーロ圏の加盟国に対し、現金へのアクセス確保の義務化を規則案で検討中 ・ 一部加盟国では国内法でATM設置基準等を規定
	CBDC	・ 2027年後半のパイロット実験、2029年の発行に向けて準備中（2026年中の規則案成立が前提） ・ 2026年中のデジタルユーロ規則案の成立を目指し立法手続中 ・ 受取人に対するデジタルユーロの原則受入れ義務化を規則案で検討中	・ 決済サービス提供者に対し、ユーロ圏の居住者等へのサービス提供義務と基本サービスは無料とすることを規則案で検討中
	オフライン機能	・ オンライン及びオフライン双方を、発行開始時から利用可能とすることを規則案で検討中	
民間マネーの支援・推進		・ 民間主導の汎欧州展開を目指す決済サービス（Wero等）の取組を支持 ・ 上記の決済サービスを支える即時決済基盤（TIPS等）を提供 ・ ユーロ圏の通常の振込を提供する決済サービス提供者に対し、即時振込の提供を義務付け	

ユーロ圏のリテール決済に関するECB幹部発言（民間マネー・現金）

○ ECBは、欧州独自の民間決済サービスの発展を期待する一方、現金が引き続き広く利用可能かつ受け入れられる支払手段であり続けることを確保することを明言している。

➢ 民間マネーへの期待

・ ECBとしては、欧州決済イニシアティブ（EPI）の進展を歓迎している。EPI Companyの設立、ブランドの開発、買収の完了に加え、個人間即時送金のパイロット運用も開始されるなど、欧州独自の即時決済ソリューションの実現に向けて重要な前進が見られている。ECBは、EPIが引き続き取組を進め、対象地域を拡大することで、欧州全域をカバーする決済サービスへと発展することを期待している。（2024/4 チポローネ理事）

・ そして重要な点として、デジタルユーロは、欧州の決済サービス提供者が再び自律的に事業を運営できるようにするものである。更に、デジタルユーロは民間の取組と競合するものではない。（2025/4 チポローネ理事）
・ 汎欧州的なソリューションの提供を目指す市場主導の取組の例はいくつか存在する。例えば、フランス、ドイツ、ベルギー、オランダ及びルクセンブルクの14の銀行は、欧州決済イニシアティブ（EPI）の一環として、新たなブランドであるWeroの確立を進めている。Weroは現在、個人間送金及びオンライン決済（利用可能な加盟店に限る）向けの決済ソリューションを提供している。このこと自体は前向きな進展であるものの、Weroのサービス範囲は依然としてEU内で限定的であり、非接触方式（NFC）のソリューションによる店頭決済への展開も予定されていない。
・ これらの欧州の民間イニシアティブは、デジタルユーロのオープンな標準と法定通貨としての地位を活用することで、より低いコストで新たな国々への展開を進めるとともに、新たなユースケースに対応することが可能となる。（同注釈）

➢ 現金に対する取組

・ 公的マネーの面では、ユーロシステムは現金の発行に対する揺るぎないコミットメントを維持している。我々は、現金が支払手段及び価値保蔵手段の双方として、引き続き広く利用可能であり、受け入れられることを確保すると約束している。（2024/4 チポローネ理事）

・ ユーロシステムは、現金が欧州の全ての人々にとって引き続き広く利用可能かつ受け入れられる支払手段であり続けることを確保することに全面的に取り組んでいる。我々は包括的な現金戦略を実施してきており、また、ユーロ紙幣が将来にも適したものとなるよう、そのデザインの刷新を進めている。（2025/4 チポローネ理事）

ユーロシステム現金戦略
私たちは、現金のユーロの利用可能性を確保する We ensure the availability of euro cash
私たちは、全ての人の現金サービスへのアクセスを支援する We support access to cash services for everyone
私たちは、現金があらゆる場所で受け入れられることを目指す We aim for cash to be accepted everywhere
私たちは、革新的かつセキュアなユーロ紙幣を開発する We develop innovative and secure euro banknotes
私たちは、紙幣の安全性と持続可能性を維持する We keep banknotes safe and sustainable

出典：Innovation, integration and independence: taking the Single Euro Payments Area to the next level （ECB、2024）、Empowering Europe: boosting strategic autonomy through the digital euro（ECB、2025）、The Eurosystem cash strategy（ECB）より事務局作成

ユーロ圏のリテール決済に関するECB幹部発言（CBDC）

○　ECBは、CBDCを、現金を補完するものと位置付け、オンライン機能とオフライン機能の双方を含むデジタルユーロの導入に向けた準備を進めている。

➢ 現金を補完するCBDC

・ デジタルユーロを発行する主な理由は、デジタル時代において現金が持つ利点を維持することにある。そのためには、現物の現金（physical cash）をデジタル形態の現金（a digital form of cash）によって補完（complement）する必要がある。（2025/7 チポローネ理事）

・ 現金を真に補完するデジタル手段として機能するためには、デジタルユーロは誰もが利用できるものでなければならない。これには、障害のある人々も含まれる。例えば、推計によれば、全盲又は弱視の欧州市民は約3,000万人に上る。（2026/3 チポローネ理事）

・ デジタル決済は現金の重要性を少しも損なうものではない。現金とデジタル形態のマネーは相互に補完し合うものである。
・ 現金のユーロとデジタルユーロは共存し、相互に補完し合い、それぞれ異なる形で欧州市民に役立つ。両者が相まって我々の通貨制度をより強固なものとし、中銀マネーが引き続き信頼され、利用可能で、使いやすいものであることを確保する。（2026/9 チポローネ理事）

➢ オフライン機能の重要性

・ 第三に、オフライン機能は、インターネット接続が途絶した場合や現金へのアクセスが困難となった場合であっても、支払を可能にすることで、追加的なセキュリティを提供する。例えば、停電や自然災害が発生した場合がこれに該当する。
　そのため、法制度においては、オフライン決済を既定の設定とすることや、オフライン保有残高への自動入金といった選択肢を含め、市民がオフライン環境でもデジタルユーロを容易かつセキュアに利用できることを確保することが重要である。（2025/9 チポローネ理事）

・ デジタルユーロはオンラインとオフラインの双方で利用可能となる。オフライン機能は、通信環境が制限されている状況においてレジリエンスを確保し、現金と同水準のプライバシーを確保しながらデジタル決済を行うことを可能にするため、特に重要である。
　オフラインのデジタルユーロ取引については、個々の取引情報は支払人と受取人のみが把握することとなる。また、オンライン決済については、ECB及び各国中銀は支払人や受取人を特定することができず、把握できるのは暗号化されたコードと取引金額のみである。これらのコードと支払人・受取人の身元との対応関係は、それぞれの取引銀行のみが把握する。
・ デジタルユーロは、加盟店が支払を即時に受け取ることを可能にする。また、オフライン機能を備えているため、インターネット接続が一時的に利用できない場合であっても、支払を受け付けることができる。（2026/2 チポローネ理事）

出典：The digital euro: legal tender in the digital age（ECB、2025）、The digital euro: preparing for a potential launch（ECB、2026）、The future of euro cash: trusted today, designed for tomorrow（ECB、2026）、The digital euro: ensuring resilience and inclusion in digital payments（ECB、2025）、The digital euro: strengthening Europe's payments ecosystem（ECB、2026）より事務局作成

リテール決済に関する各国の公的主体の取組

○　ユーロ圏に限らず、各国の政府・中銀等は、リテール決済の機能の維持・向上を企図し、公的主体による民間マネーの支援・推進、現金の利用可能性の確保、CBDCの検討など、多方面から総合的に取組を進めている。

		ユーロ圏	英国	インド	スウェーデン	オーストラリア	米国
中銀マネーに関する施策	現金	・現金受入れの義務の明記を検討 ・ユーロ圏の加盟国に対し、現金へのアクセス確保の義務化を検討 ・1・2セント硬貨の廃止と現金支払額の統一的な端数処理について検討	・FCAに現金サービス提供に関する権限を付与（金融サービス・市場法） ・郵便局が複数銀行の現金サービスを運営（Banking Hub） ・銀行等に対し、現金サービスの需給状況の調査、乖離への対応を義務化（Access to Cash）	・POS端末での現金引出し制度 ・銀行が商店・郵便局等を代理人として現金サービスを委託（Business Correspondent制度）	・一定規模の銀行に対し、現金の預入れ・引出しサービスの維持を義務化（決済サービス法改正） ・中銀が成人1人当たり一定額の現金保有を提言（Payments Report 2026） ・中銀に対し、現金供給の維持、現金アクセス環境の監視等の役割を規定（新リクスバンク法）	・政府・銀行が、地域におけるサービスの確保（既存支店網縮小の留保等）に合意 ・食料・燃料に関する少額取引に対し、現金の受入義務化（競争・消費者規則） ・中銀が現金流通事業者の指定・監督を実施（現金流通枠組法）	・一部州で現金受入れの拒否を原則禁止（ニューヨーク州法、コロラド州法）
	CBDC	・「デジタルユーロ」の導入を検討（2029年の発行に向けて、規則案の審議、パイロット実験の準備が進行中）	・「デジタルポンド」の検討（2026年中に次段階へ進むかどうかを判断予定）	・「デジタルルピー」の検討（2022年以降パイロット実験中）	・「e-krona」の検討（パイロット実験は終了。2023年の政府調査で社会的ニーズは十分に強くないと評価。2026年に中銀が将来必要性が生じた場合に備えた法改正の検討を提言）	・CBDCの検討（パイロット実験は終了。2026年9月時点では、CBDCの発行を正当化する明確な公益上の根拠はないと評価）	・CBDCの発行等を禁止（2030年末まで）
民間マネーの支援・推進		・Wero（欧州の銀行等による汎欧州展開を目指す決済サービス）を支持 ・TIPS（即時決済基盤）を提供	・Faster Payments（即時決済基盤）を提供	・UPI（即時決済基盤）を提供	・Swish（主要銀行共同でのオンライン支払手段）の決済にRIX-INST（即時決済基盤）を提供	・NPP（即時決済基盤）に中銀が民間銀行と共に参画	・FedNow（即時決済基盤）を提供